

小樽市集団資源回収団体奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、集団資源回収を実施した回収団体に対し、その資源の回収量に応じて奨励金を交付することにより、ごみの減量化、資源の再生有効活用及び省資源化を図るとともに、資源回収の意欲の高揚と地域コミュニティ活動の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資 源 紙類、金属類（スチール缶を除く）、びん類（雑びんを除く）、布類等とし、再利用できるもので、回収業者が引き取るものをいう。
- (2) 集団資源回収 家庭生活から生じた資源を市民がまとまって回収することをいう。
- (3) 回 収 団 体 市内で集団資源回収を実施する町内会、自治会、PTA及びその他の住民団体をいう。ただし営利を目的とする団体は除く。
- (4) 回 収 業 者 資源回収を業とする者をいう。

(回収業者の登録)

第3条 次の各号に定める条件を満たしている者で集団資源回収の収集運搬をしようとする回収業者は、資源回収業者登録申請書（様式第1号）により、市長に登録を申請しなければならない。

- (1) 引き取った資源を適正に処理できること
- (2) 2年以上の実績があること

2 回収業者は登録事項を変更するとき又は取り消すときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(回収団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、資源回収団体登録申請書（様式第2号）により、市長に登録を申請しなければならない。

2 回収団体は登録事項を変更する時又は取り消すときは、資源回収団体登録事項変更・取消届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、資源回収団体奨励金交付申請書（様式第4号）に回収業者が発行する資源回収引取証（様式第5号）を添付して、原則として、次の各号に定める期間中に市長に申請しなければならない。ただし、期限の日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日をその期限とする。

(1) 1月1日から6月30日までに集団資源回収した分にあつては7月1日から7月末日までの期間、上期という。

(2) 7月1日から12月31日までに集団資源回収した分にあつては1月4日から1月末日までの期間、下期という。

(奨励金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、奨励金の交付を決定したときは、資源回収団体奨励金交付決定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

2 奨励金の額は、資源回収量1kgにつき3円とする。

3 前項の資源の重量は、前条の規定による資源回収引取証に記載されている重量（重量以外の単位で記載されている場合は、別表に定める基準により換算した重量）とする。

4 加算金として、上期と下期資源回収量の合計が、基準量を超えた場合、超えた資源回収量1kgにつき3円を下期奨励金に合算して交付する。

5 基準量は平成27～29年の3か年の平均実績回収量とし、この3か年に実績のない回収団体は、連続する3か年の実績ができた時点で基準量を設定し、次年度から加算金の対象とする。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、その交付額の一部又は全部を返還させ、当該団体の登録を抹消することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4 年 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 4 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する資源回収に係る奨励金について適用し、同日前に実施した資源回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する資源回収に係る奨励金について適用し、同日前に実施した資源回収に係る奨励金については、なお

従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第4項及び5項の規定は、平成30年下期以後に係る奨励金の交付申請について適用し、平成29年下期以前に係る奨励金の交付申請については、なお従前の例による。